



スポーツ連盟の公権力の特権：フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

齋藤，健司

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 6(2):153-170

(Issue Date)

1999-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000344>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000344>



スポーツ連盟の公権力の特権

フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

齋藤 健司

Prérogative de la Puissance publique de Fédérations Sportives:
Arrêt du 22 novembre 1974 du Conseil d'État
relative à l'Affaire Fédération des Industries Françaises d'Articles de Sport

Kenji SAITO

1 はじめに

フランスでは、1945年8月28日のオルドナンス⁽¹⁾によって、国際的、全国的または1つの州規模のスポーツ競技会を組織するためには国民教育大臣の許可がいること、また国民教育大臣はこのスポーツ競技会を組織することを許可する権限をスポーツ連盟(fédération sportive)に委任できることが定められた。この規定によって、スポーツ連盟は、第2次世界大戦後、スポーツ競技会の組織について一般の私法上の団体には認められない特別な権限を得ることになった。

しかし、このスポーツ連盟に認められた特権をめぐっては、スポーツ連盟の競技会を組織する権限が独占的な性質のものであることから、その特権をスポーツ連盟が一方的に行使することに関わる紛争が生じ、訴訟が多発することになった。このような訴訟が多発した原因は、スポーツ連盟が管轄するスポーツ種目に関して、このような特権に基づいて下した決定の中に、個人または関係団体の利益を一方的に侵害するケースが生じてきたからである。

スポーツ連盟とは、私法上の団体であるが、スポーツの発展に関わる公益的な任務を持ち、公権力からその任務を遂行するための権限が委任された団体である。このような特殊なスポーツ連盟の法的地位を、スポーツ組織の実状を踏まえながらどのように性質決定していくかが、関係する紛争を解決するためにも、またスポーツ法制度を整備していく上でも重要な課題となっている。

フランス卓球連盟の規則改正行為を違法な行政行為として取り消した1974年11月22日のコンセイユ・デタ判決⁽²⁾は、このようなスポーツ連盟の特権とその法的地位をめぐる最初の指導的な判例となった。

本研究では、この訴訟事例に関する判例研究を行い、フランスにおいてスポーツ連盟の法的地位がどのようにして定められ、また学説によってどのように議論されたのかを考察する。

2 公役務に関する判例の系譜

フランス行政法は、1873年2月8日に権限裁判所によって下されたブランコ判決⁽³⁾により公役務理論の基礎が与えられ⁽⁴⁾⁽⁵⁾、その後、公役務概念から出発して行政的諸規範の統一や学説および判例の解釈がなされるようになり、理論的發展をみた⁽⁶⁾。

公役務(service public)とは、一般の利益(intérêt général)の「必要性を充足することを目的とし、そのようなものとして行政により保障され、または監督されなければならないすべての活動」⁽⁷⁾を意味する。

この公役務理論のなかでも、特に「公役務の任務を負う私的団体」⁽⁸⁾の概念が登場し、公役務の任務の執行が私的団体や私企業にも委ねられる場合が生じ、それらの団体には公権力の特権(prérogative de la puissance publique)の行使が認められるとする理論が判例により確立した。この理論により、私法上の団体であっても行政訴訟の管轄となるケースが増加し、いわゆる公役務概念の拡大が、行政法や行政訴訟の範囲をも拡大することとなった。

このような公役務の任務に関するリーディングケースとなる判決としては、1932年のアンチーブ・バス会社事件判決、1935年のエタプリスマン・ヴェジア事件判決⁽⁹⁾、1938年のエドゥ・エ・プロテクション地方金庫事件判決⁽¹⁰⁾、1942年のモンブール事件判決、そして1943年のブガン事件判決⁽¹¹⁾があげられる⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

特に1942年7月31日のモンブール事件に関するコンセイユ・デタ判決⁽¹⁴⁾は、1940年8月16日の法律に基づいて、当時の経済統制機構として各商工業の部門別に設置された組織委員会(comité d'organisation)の一つであるガラス工業組織委員会が関連企業に対して下した管ガラス分配に関する決定を、モンブール氏が取消を求めて訴えたものである。コンセイユ・デタは、この決定の適法性を審査するにあたり、その裁判管轄について、「組織委員会は、たとえ立法者により公施設(établissement public)とされなくとも、公役務の執行に参加する任務をもち、委員会がその権限内でおこなうに至った決定は、命令であれ処分であれ、行政行為を構成する」⁽¹⁵⁾と判示した。つまり私的な同業団体に対しても公役務の任務を執行することが認められ、そのためになされた決定は行政行為であると解釈されたのである。

以上のように公役務の任務を負う私的団体としては、まず戦時下における経済統制を目的として設置された同業団体が認められてきた。しかし、戦後になると一般の私法人に対しても公役務の任務の執行が認められ、公権力の特権の行使において当該団体が下した決定は行政行為として行政裁判所の管轄に服することが認められるようになった。このことは、社会的諸領域への国家の積極的な介入の現れでもあり、文化社会的または経済的に私的団体が公共の利益のためにおこなう活動が増加する中で、公法人に限らず、そのような公益的な役割を担う私的団体に対しても行政裁判所による統制に服させようとするものの現われであった。

たとえば1961年のマニエ事件判決⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾、1963年のナルシー事件判決⁽¹⁹⁾、1968年のキャプエ事件判決⁽²⁰⁾、1968年のフランス航空事件判決⁽²¹⁾などが代表的な判例としてあげられる⁽²²⁾⁽²³⁾。

特に1961年のマニエ事件判決では、1945年11月2日のオルドナンスに定める害虫駆除の認定を受けた職業組合が決定した葡萄の害虫駆除作業の費用賦課について行政行為の性質が争われた。コンセイユ・デタは、害虫駆除の職業組合が法律に基づき行政の監督の下に設立され、害虫駆除に関する行政的公役務を委ねられており、そのために当該団体が関係者を拘束した一方的個別的決定は、行政裁判所の管轄に属する行政行為の性質を有すると判示した⁽²⁴⁾。この判決によって、私法人の行為が行政裁判所の管轄に服する行政行為としての性質を確定するために、当該活動の性質が単に行政的公役務の性質を有すると認めるにとどまらず、関係者を拘束する一方的決定または公権力の特権における行為としての性質を有することが裁判管轄を判断する要件として示された⁽²⁵⁾。

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

このような私的団体に対して公役務の任務および公権力の特権の行使が承認される一連の判例の流れのなかで、スポーツ団体に対しても公役務の理論および公権力の特権の理論が適用される以下のような事件が生じたのである²⁹⁾。

3 事件の概要

フランス卓球連盟は、1967年7月1日に、卓球の公式大会規則第7条を改正して、試合用ボールの規格検定料を500フランから5000フランに改正し、公式戦用のボールの検定料を10倍に引き上げた。その代償として新しい料金を納付した業者には、フランス卓球連盟の機関誌《France-Tennis de Table》への広告掲載を1回に限り無料とし、また公式競技会において、認可されたボールの独占的な使用を約束した。フランス卓球連盟は、1967年7月25日にこの決定を関係業者に通知したが、業者側はこの決定を不当と考えた³⁰⁾。

フランス卓球連盟に検定球を納入する業者を代表して、卓球製造業者が属していた同業組合であるフランススポーツ用品産業連合会は、検定料値上げを違法として争った³¹⁾。

フランススポーツ用品産業連合会は、まずスポーツ担当大臣に訴えたが、1967年11月27日に、スポーツ担当大臣は、本件について管轄が認められてない旨を返答した³²⁾。

このためフランススポーツ用品産業連合会は、フランス卓球連盟の決定は営利を目的としない非営利社団である同連盟の任務と定款に反し、商工業上の自由を侵害する差別的な決定であるとして、1967年11月にパリ大審裁判所に、当該規則を改正する決定の取消を申し立てた。これに対してパリ大審裁判所は、1968年3月30日に、フランス卓球連盟の決定により規則が改正されたとしても、この規則改正によって定められた検定に基づいて検定球を製造するかどうかを受け入れるか否かは業者の自由な申し込み(pollicitation)であるから権利濫用には当たらないとして、請求を棄却する判決を下した³³⁾。

そこでフランススポーツ用品産業連合会は、この判決を不服としてパリ控訴院に控訴した。これに対してパリ控訴院は、1969年1月8日に次の通り判決した。すなわち、フランス卓球連盟は、1901年7月1日の法律の適用に基づいて設立される非営利社団であり、私法上の団体であるが、1945年のオルドナンス第1条の適用に基づき、青少年・スポーツ担当大臣から卓球の公式スポーツ競技会を許可し、組織し、監督する権限を委任され、同オルドナンス第2条の適用に基づき、義務的な定款を採用しなければならず、1901年の法律で認められていない行政的性質の公役務の管理に参加する一般の利益の任務が与えられており、同連盟は、その任務のために公権力の特権を持つことが認められている。しかし、フランス卓球連盟が、公式競技会に納入する製品の認可について、その製品の検査だけでなく金銭給付に関わる支払までも従わせようとしたことは、卓球製造業者に対する契約の申し込みではなく、すべての業者を対象とし、フランス卓球連盟に認められた公権力の特権に基づいてとられた一方的かつ執行的行為である。従って、1970年8月16日および24日の法律第13条の適用に基づき、このような決定を裁判することは、司法裁判所の管轄に服しないと判示された³⁴⁾。

このためフランススポーツ用品産業連合会は、1969年4月25日にパリ行政裁判所に、1967年7月1日および25日の決定の取消を求める越権訴訟を申し立てた。これに対してパリ行政裁判所長は、1972年2月22日の行政裁判所の裁判手続きに関するデクレに基づいて、コンセイユ・デタに同係争に関する裁判管轄を認め、申立を移送した³⁵⁾。

4 1974年11月22日のコンセイユ・デタ判決

1974年11月22日にコンセイユ・デタは、次の通り判決した。

「本件の管轄権限に関しては、

まず、スポーツ非営利社団、スポーツリーグ、スポーツ連盟およびスポーツ団体の活動に関する1945年8月28日のオルドナンス第1条に従って、全国的なもしくは州の優勝者として、または国際的な試合におけるフランスもしくは1つの州の代表者として、非営利社団、チーム、プレーヤーまたは競技者を指名することを目的とするすべてのスポーツ競技会は、国民教育大臣により許可されなければならない。但し、国民教育大臣は、1つもしくは複数の限定された団体に対してその権限を委任することができる。そのように全国的もしくは州の競技会を組織する任務をスポーツ連盟に委任することによって、立法者は、スポーツ連盟に同連盟が1901年7月1日の法律によって定められた非営利社団であるにもかかわらず、行政的公役務の執行を委任した。従って、当該連盟がそのようにして認められた権限の委任の適用に基づいて、関係者に強制を課し、同連盟に付与された公権力の特権を自ら行使する決定を下す場合には、当該決定は、行政行為の性質を有する。

次に、1966年12月21日のアレテによって、青少年・スポーツ大臣は、1967年12月31日までフランス卓球連盟に、1945年8月28日のオルドナンス第1条に定める競技会を当該スポーツについて許可する権限を委任することを承認した。従って、攻撃された1967年7月25日の決定は、卓球のボールの認可手続きの条件を変更することを目的とし、公役務の達成のために公権力の特権の行使において下された。行政的性質を有する当該決定は、その適用範囲がすべてのフランス領土に及ぶ。1953年11月28日のデクレ第2条第3項に従って、このような係争を確認することは、第1審かつ最終審としてコンセイユ・デタの管轄に属する。

攻撃された決定の適法性に関しては、申請事由を検討する必要はない。1966年12月21日の上記の委任に関するアレテの施行により、フランス卓球連盟は、自らがその責を負う競技会の組織の様態を定める権限を有した。特に当該競技会の際に用いられるべきボールの認可の規則を定めることは、フランス卓球連盟に許されていた。しかしながら、関係者に対して認められる広告の代償としても、公式競技会における当該ボールの納入の独占を付与することの代償としても、国際的な規格に卓球のボールが適合しているかについて技術的な審査をするためだけの費用を大幅に超える水準で認可の所持者に必要な一括払込金額を定めることは、フランス卓球連盟は、同連盟に認められている権限の委任の限度を超えていた。従って、フランススポーツ用品産業連合会には、攻撃された決定が、権限踰越の瑕疵があると主張する正当な理由がある。

故に、

1. 1967年7月25日のフランス卓球連盟の決定は、これを取り消す。
2. フランス卓球連盟は、コンセイユ・デタに付されることで生じた訴訟費用を負担するものとする。
3. 本判決の複本は、生活の質大臣に移送される。」^{39(40/41)}

この判決は、私法上の法人であるスポーツ団体が公役務の任務を備えていることを認め、その行為を行政行為としたものである。また一定範囲のスポーツ活動が公益的活動を構成するという価値認識に関する法的価値判断を示したものである⁴²。しかしこの判決をめぐる学説の見解は、スポーツの現実的な状況や法源となる1945年のオルドナンスの条文の解釈をめぐって多様に分かれた。

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

5 学説の見解

1974年のコンセイユ・デタ判決は、1945年のオルドナンスによって定められたフランスのスポーツ連盟が全国的または州の競技会を組織する任務を、行政的公役務であることを初めて認めたものである⁴³⁾。コンセイユ・デタは、フランス卓球連盟が下した卓球のボールの認可手続きに関する一方的決定の適法性を判示するために同決定が「公役務の達成のために公権力の特権の行使において下された」ことを判決理由として認めた⁴⁴⁾。

この事件で問題となったフランス卓球連盟のボールの検定料に関する決定についての見解には、それを私的自治の範囲内にある私法上の問題と解する立場と、公役務の任務の達成のために公権力の特権の行使において下された行政行為とする立場に大きく見解が分かれている。

前者の立場としては、パリ大審裁判所の1968年3月30日判決とジャック・テリー(Jacques Théry)による当該コンセイユ・デタ判決に関する論告があげられる。これらの見解は、多様な活動に公役務概念が拡大すること⁴⁵⁾⁴⁶⁾⁴⁷⁾を批判的に捉える立場ともいえる。

後者の立場は、多数説となっているが、そのための論説には、相異なるいくつかの指摘が含まれている。

(1)パリ大審裁判所の判旨

パリ大審裁判所は、フランス卓球連盟の決定により規則が改正されたとしても、この規則改正によって定められた検定に基づいて検定球を製造するかどうかを受け入れるか否かは業者の自由な申し込みであるから権利濫用には当たらないとして請求を棄却している。

(2)テリーの見解

テリーは、まずフランス卓球連盟とボール製造業者との関係に言及している。それによると1967年まではボールの検定料が500フランであったが、実際に製造業者が検定球に自社ブランドの商標をつけることができることで、全国的な大会においてその商標ブランドが使用されることは、検定料以上の宣伝広告効果が見込まれた。従って、フランス卓球連盟と製造業者の間では、大きな競技会の開催に際しては、どの業者の検定球を使うかが裏取引されていた。そこでフランス卓球連盟は、このような裏取引をなくすために、毎年検定料を5000フランに引き上げ、全国大会の決勝で使用する商標ブランド入りの検定球は、検定料支払い業者の中から抽選により決定する措置をとることを、係争となった規則変更決定において意図していた。商標ブランドが入った検定球の競技会での使用は、単なる技術的なボールの規格検定料以上の価値が備わっていたのである。実際に1967-1968年のシーズンでは、この手続きで検定球の認可を外国の2つの企業が申し込んでいる⁴⁸⁾。従ってテリーは、この商標ブランド付きの検定球の検定条件に関する決定については、一般の利益を満たすためのものではなく、以上のような検定球に付加されている価値と事情を考慮して、フランス卓球連盟の財政上の利益を優先して考えるべきことであると主張している⁴⁹⁾。

また問題の決定は、1945年のオルドナンスによって定められた権限の委任に基づくものではなく、すべての私的制度と同様に、フランス卓球連盟が有する私法上の規則制定権に基づく一方的決定であることを主張している。その理由として、スポーツ競技会を大臣が許可する権限とは、競技会開催について一定の許可条件に服させることであり、競技会における規則を制定する権限を委任しているものではないとしている。仮に大臣がこの許可権を連盟に委任しなくとも、連盟は国際連盟の規約に服

しながら自らの大会運営のために規則を定めることにかわりはなく、本来連盟が行使できる権限に他ならないことを指摘している⁶⁰。また行政的公役務の任務の執行のためにスポーツ連盟に公権力の特権の行使が与えられると解することは、フランススポーツをある鑄型に押し込め、連盟による独占的な組織構造を強化し、連盟が経済的な職業組合に見られると同様の役割を果たすことになることを警告している⁶¹。

さらに、テリーは、1961年のトゥールーズ市スタジアム事件判決⁶²、1964年のエベール夫妻事件判決⁶³、1965年のプランス公園競輪場事件判決⁶⁴を検討すると、コンセイユ・デタは、すべてのスポーツ活動に公役務性を認めたわけではないことを指摘している。

さらにまた国および地方公共団体などの公法人によるスポーツ組織への特権的な介入の側面の問題を考慮に入れていない判決である点を指摘している^{65,66}。

(3)ラショームの見解

これに対して1965年のプランス公園競輪場事件コンセイユ・デタ判決に関するベルトランの論告(ベルトランは、スポーツが公役務性を有することを根拠に当該事件で問題となった契約が行政契約であることをコンセイユ・デタが判決すべきことを主張した)以来、スポーツの公役務性承認に関する学説の展開、私的団体が公役務を担当しうるとする諸判例の展開、および、私的団体が公役務の執行において公権力の特権を行使しうるとする諸判例の展開を受けて、スポーツの公役務性とスポーツ連盟の公権力の特権に関する諸説が主張された。

まずラショーム(Lachaume)は、同判決を、行政的公役務の任務の達成の視角と執行力ある行政行為の性質の視角から論じている⁶⁷。

前者についてはまず、公役務の執行において公権力の特権を行使した私的団体の決定を行政行為とするコンセイユ・デタの諸判決⁶⁸の一環として、フランススポーツ用品産業連合会(FIFAS)事件判決が位置付くことを認めている。但しこの判決は、スポーツ連盟のすべての活動ではなく、その一部についてのみ公役務性を認めた点に注目した。そしてナルシー判決により明確となっていた私的団体の公役務性承認に関する3つの条件、①一般の利益の任務の達成、②公権力の特権の私的団体への承認、③当該団体に対する行政の監督、に基づいて、コンセイユ・デタがどのようにFIFAS事件判決を導いたかを分析している。特に第1の条件を明確にするために、コンセイユ・デタは、1945年のオールドナンス第1条に定める全国のおよび州の公式競技会を許可する権限がフランス卓球連盟に委任され、この公式競技会の許可権に基づいて、同オールドナンス第2条⁶⁹に定めるスポーツ連盟が公式競技会を組織する権限が認められていると解釈した。そしてこの権限を管理することでスポーツ連盟には公式競技会の組織に関する行政的な公役務の執行が任され、その活動は一般の利益の性質を持つと解釈した。またコンセイユ・デタは、公式競技会の許可権または組織権の委任に基づく活動に限って公役務性を承認したのであって、スポーツ連盟の活動全てについてはそれを認めていないとした⁷⁰。次にスポーツ連盟に認められた公役務の管理には、私管理⁷¹のケースが考えられ、その多くが私法に属し、司法系統の裁判管轄に属することを注視している。役務の性質によっては、行政的公役務とその私管理の区別が必要であること、さらには行政的公役務と商工業的公役務との区別が必要であることに言及し、本件の場合には、問題となった決定が公権力の特権の行使における行政的公役務に関する問題であることを認めている⁷²。

後者の執行力ある行政行為の性質の視角については、特にマニエ事件判決により示された行政的性質を導く条件である一方的個別的決定(acte unilatéral individuel)についてと、公権力の特権の行使について言及している。テリーが主張するようにすべての私的制度は自らの規則制定権と懲戒権を有し、

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

それは性質上私法に属する一方的決定によって行使される。しかし、大臣の公式競技会の許可に関する権限の委任を受けた連盟は、その権限の委任により公式競技会を組織する権限が認められたとみなすべきであり、卓球の検定球の認可条件の決定は、この公式競技会を組織する権限に結びつくものであるとラショームは主張している。さらにFIFAS事件判決では、公役務の任務の「達成 (accomplissement)」という概念を示すことで、連盟が公式競技会の組織に関連して下した決定の多くが公役務の任務を達成するためにとられた決定であり、そのために私的組織から発せられた個別的な決定にも行政的な性質を認めることができると主張している。このような傾向は、パリ地方裁判所によるパンジョン事件判決⁶³にも見られ、スポーツ連盟が下した会員に対する懲戒制裁や登録抹消などの一方的決定の多くが行政裁判所の監督に服すべきことを示しているとしている。さらにまた、公役務を管理する私的組織による一方的決定が行政的な性質を認めるためには、公権力の特権の行使と結びつけなければならないとしている。本件の場合には、スポーツ連盟には、1945年のオルドナンスにより定められた競技会の許可の独占、つまりは競技会を組織することを独占的に認められていることが、同連盟が公権力の特権を行使しうる条件となっているとしている。従って卓球の検定球の認可条件の決定も、このようなスポーツ連盟による組織独占と関連して定められたものであり、その決定は、公権力の特権を行使する行政的な性質を有するとしている⁶⁴。

(4)ワリーヌの見解

ワリーヌ (Waline) は、1974年のFIFAS事件判決について、法律上、1901年7月1日の法律に基づいて設立される私法上の法人であるスポーツ連盟から発せられた行為について越権訴訟⁶⁵が受理されるのか、または越権訴訟がこのような行為に対して可能となるための要件は何かということを問題提起した⁶⁶。そして1945年7月31日のオルドナンス第32条によれば、ある行為が越権訴訟の対象となるためには、その行為が行政的《administratif》でありかつ行政庁《autorités administratives》の行為であることが要件となるが、①どのようにして私法人の行為が行政庁に帰せられ、②その行為が行政的とみなされるのか、そのための要件とは何かを問題提起した。

前者①については、サブラン (Saburin)⁶⁷により主張された代理 (representation) の概念を援用して、行政庁が私的団体に対して一定の条件と目的のために権限を委任することが、当該団体に行政庁の性質を認めることを正当化する理由と考えられるとしている⁶⁸。

後者②については、まず私的団体の行為が行政的と性質決定された越権訴訟の受理要件に関わる判例の流れを、(1)一方的行為 (acte unilatéral) 説の形成、(2)公役務の任務の執行説⁶⁹、(3)公権力の特権の行使説⁷⁰、(4)前2者の結合説⁷¹に分類した。特に私法人の行為の性質決定に関する有名な学説・評釈として、ルネ・シャピュ (René Chapus)⁷²とポール・アムスレック (Paul Amselek)⁷³をあげている。次に、キャプユ事件判決 (1968) におけるベルトランの論告に見られる公役務の任務と公権力の特権の2つの条件の結合説を支持しながらも、テリエ (Terrier) 事件判決⁷⁴の論告においてロミユ (Romieu) が主張したように、公役務の私管理または契約など、結合説の例外を提示した⁷⁵。

最後に、ワリーヌは、コンセイユ・デタが以上のような行政裁判所の管轄権限の問題を解決するために、スポーツ連盟に対して特定のスポーツ競技会を許可する権限を大臣が委任することで、スポーツ連盟にはこの許可により生じたスポーツ競技会を組織する上での条件を決定する権限をも委任され、その委任の中にスポーツ競技会で使用する用具の条件を定めることも含まれていたと解釈したとまとめている。そして、このような権限の委任には、検定料を自由に定める権限までは含まれていなかったとまとめている⁷⁶。

(5) フランとボワヨンの見解

フランとボワヨンは、以上のようなコンセイユ・デタの解釈を支持する見解とテリーの見解の対立に着目している⁷⁹⁾。まずモンプール事件判決とマニエ事件判決を中心とする判例の傾向を関連判決を詳細に示しながら、両判例に見られる通説理論がFIFAS事件判決に適用できるのかどうかを問題提起し、テリーの批判的見解を中心に問題の所在を明らかにしようとしている。それによればFIFASの申立は、コンセイユデタに、大衆スポーツとエリートスポーツ、教育的なスポーツと競技スポーツ、アマチュアスポーツとプロスポーツ、見るスポーツとするスポーツなど、スポーツ行事において非常に多様なスポーツ活動を法的に性質決定することを問題提起しているが、コンセイユ・デタは、本件の場合、スポーツ連盟はそのすべての活動について公役務の任務を負うと解釈せず、1945年のオルドナンス第1条の適用に基づく許可に服する競技会についてだけ公役務性を認めたことにパラドックスがあると指摘している。フランとボワヨンは、コンセイユ・デタ判決は1945年のオルドナンス第1条の大臣の権限の委任の範囲内と限定しているが、テリーの指摘にもあるように、フランス卓球連盟の決定は、地域の大会までも及び、全国または州の公式競技会という委任の範囲を超えていること、さらに許可権と組織権とは異なり、許可権には規則制定権は含まれず、これを認めるためにコンセイユ・デタは拡大解釈をしていると指摘している⁸⁰⁾。

そしてフランとボワヨンは、FIFAS事件判決の見解の対立を利点と矛盾に分けて解説している。まずモンプール事件判決以来の理論的流れの中で、公役務を管理する私的団体の一方的行為に関する行政裁判は、個別的決定にも適用されることは動かしえず、従ってスポーツ連盟があるチーム、団体または選手に対して個別的な措置をとる場合にも、その決定に行政的性質を認めることは止められないとしている。これは、国、地方公共団体、公施設以外に広がりを見せる行政的な活動に対して、それが行政裁判所の手から逃れてしまうことを防ぎ、それを監督するために必要な裁判管轄の標準を確認していることに他ならないと述べている。しかし、たとえ公役務の執行を目的としていても、公権力の特権の行使に当たらない通常管理行為(acte de gestion)である一方的行為は、行政行為として行政裁判所の管轄に属さないことが考えられると指摘している。とくに競技会の組織の概念から生じた解釈に基づくものである本件の場合には、スポーツ連盟が公式競技会を組織するために必要な用具の承認(agrément)を行ったことに関して、行政行為としての性質が判示されたが、選手や審判の参加名簿の決定、選手の移籍、懲戒制裁、登録の抹消、加入申し込みの許諾、定款の変更、指揮機関の選任など、スポーツ連盟の決定のどこまでを行政行為と認めるかは、非常に不確実な問題として残されたと指摘している⁸¹⁾。

(6) プルーバンの見解

プルーバン(Plouvin)は、以上のような各見解と関連判例の要約を概説した後、まずスポーツ連盟の決定の性質について、1974年のキュミュゼ社対フランスサッカー連盟事件パリ大審裁判所判決とFIFAS事件判決とを比較検討している。それによればフランスサッカー連盟が下したフランスカップの大会規則は、総会により採択された連盟の内部決定であるのに対して、フランス卓球連盟が下した公式競技会用の用具の認可に関する規則は、連盟の指揮機関が公役務の任務の範囲内で行う行為であることの違いを指摘し、前者が司法裁判所の管轄に、後者が行政裁判所の管轄に属すと解されたと指摘している⁸²⁾。

次に1943年10月2日のオルドナンス⁸³⁾と1945年8月28日のオルドナンスによるスポーツ組織に関する立法の混在を指摘した後、スポーツ連盟が何故にこれら法律上の特権が付与されたのかを問うてい

る。その理由をブルーバンは、狩猟の県連(fédérations départementales de chasse)に求められている地位を例示して述べている。それによると狩猟の県連は、マニエ事件判決で害虫駆除の認定を受けた職業組合が公役務の執行に協力する団体として認められたように、立法によって密漁の抑止のために制度化されている特別な秩序維持を目的とする団体であり、文化の敵に対する防衛組織として私法上の限界を超えた制度に服しているのであり、これにならってスポーツ連盟もその構成員に関する健康の特別な秩序維持に寄与する意味で、大臣による権限の委任が正当化されるのであると主張している。

さらに、シャピュが指摘³³するように、公役務がまもっていた威厳をもはや維持する必要はなく、スペクタクル、娯楽、祭り、スポーツ、バカンスおよびレジャーについても、その公的活動に公役務を認めることに、現在では異論の余地はなく、このことは、公役務概念の低下ではなく、複雑な現代社会におけるこれらの活動の重要性の正当な承認を意味していると指摘している。しかしスポーツ活動は、その活動様式が多様であり、限定的なある活動を文化的教育的なスポーツ活動として公役務性を承認することの困難を指摘している。たとえば公式競技会に公役務の任務の範囲を限定していることも、一般に文化的教育的なスポーツ活動から遠くに位置する側面もあり、またスペクタクルなスポーツ競技会において暴力が頻発し公役務の威厳が保てないとすると、最も人気のあるスポーツ種目は公役務からはずさなければならぬなどの矛盾が生じることを指摘している。逆に倫理的、道徳的に問題がある競技活動があったり、そのような不道德な決定があった場合に、それらの活動を国および行政裁判所が監督し、その種目や選手の保護を行えることは、良いことであるとも指摘している。

最後に1945年のオルドナンスに定めのある権限の委任について、様々な異論の余地があり、観念的に設立されたこの制度は、スポーツの発展に関する法律案³⁴の制定によって、スポーツ的な現実に合致するように作り替えるべきことを主張している。その解決策として、権限の委任のシステムを維持せず、資格を与えられた連盟(fédération habilitée)の概念を用いることを主張している。但しこれらのことを正当化するための十分な論拠は示さなかった。

6 考察

(1)スポーツ活動の公役務性

フランスでは、1961年のトゥールーズ市スタジアム事件判決、1964年のエベール夫妻事件判決、1965年のフランス公園競輪場事件判決を通して、スポーツ活動に公役務性を承認することができるかどうか議論されてきた。1975年のFIFAS事件判決は、このスポーツの公役務性承認に関する議論に一定の方向性を与えるものであったといえる。

それまでも一部の学説では、スポーツ活動は公益的な活動が含まれているということ、また同時に、全てのスポーツ活動が公益的な活動であるわけではなく、活動の性質によってはその公益性が否定される場合も考えられることが指摘されてきた。このためコンセイユ・デタは、1975年のFIFAS事件判決以前の訴訟の解決に際しては、ごく一部の具体的なスポーツ活動のケースに範囲を限定して公役務性を承認するにすぎなかった。スポーツ活動の内容によっては非公益的な活動が含まれる可能性を考慮して、スポーツ活動全般について公役務性を承認することについて慎重な態度をとってきたのである。

しかし、スポーツは、テレビ放送によるスポーツ競技会の中継の開始や、現代生活における価値の高まりにともなって、ますます公益的なまたは国民的な地位を得ることになり、それまでよりもより包括的なスポーツ活動について一定の公役務性を付与する決定を下すことが許されうる文化社会的な状況が生じてきていた。

そこでコンセイユ・デタは、1975年のFIFAS事件判決において、スポーツ活動の公役務性が承認さ

れる場合の一般的な範囲を定め、かつ今まで以上にその範囲を拡大することが可能な1つの考え方を示したのである。そしてコンセイユ・デタが本件の場合に用いた理論が、フランス行政法上の学説の展開を見せていた公役務の任務を負う私的団体の理論であった。コンセイユ・デタは、1945年のオルドナンスに基づいて公権力から公式競技会を許可する権限を委任されている団体、特にスポーツ連盟の活動に限って、その権限の委任に基づいて管理される活動について公役務性を認めたのである。スポーツ連盟が組織する公式競技会には、プロスポーツクラブが参加するトーナメントや広告スポンサーが後援する冠大会も含まれる可能性が考えられる。しかしコンセイユ・デタは、そのようなスポーツ競技会の組織構成上の性格を検討することはせず、単にスポーツ連盟が公式競技会を組織することは、スポーツ連盟に与えられている公役務の任務のための活動であることを認めたのである。

しかしながら、このような考え方は、公役務の任務のためにスポーツ連盟が行う公式競技会を組織するための活動とは何かということが具体的に問われる結果となった。

(2)公権力によるスポーツ連盟への権限の委任

1945年のオルドナンス第1条では、全国のおよび州の公式競技会は、国民教育大臣によって許可されなければならないが、国民教育大臣は、この公式競技会の許可に関する権限をスポーツ団体に委任することができるものと定められた。同オルドナンス第2条では、第1条で定める公式競技会を組織するスポーツ団体は、義務的な定款を採用しなければならないが、必要な場合には、国民教育大臣のアレテによって当該団体が管理するスポーツを承認すると定められた。

これら1945年のオルドナンス第1条と第2条の関係については、第1条で定める全国のおよび州の公式競技会を許可する権限を委任することは、単に公式競技会を許可するだけの権限の委任にとどまるのか、それとも第2条で定めるような公式競技会を組織することまでも含めて権限が委任されたものとするのかで学説の見解が分かれた。多数説は、コンセイユ・デタ判決を支持し、この公式競技会の許可権と組織権を合わせて権限がスポーツ連盟に委任されていると解釈する立場に立った。これに対してテリーは、権限が委任されたのは同オルドナンス第1条に定める公式競技会を許可する権限だけであり、競技会を組織する権限は、本来すべてのスポーツ団体に自然に認められている性質のものであることを指摘した。これらの規定の解釈について論理的に検討すると、公式競技会の許可権と組織権についての関係は、1945年のオルドナンスでは明確に示されていない。またコンセイユ・デタも第2条について判決で言及していない。従って、テリーの見解は、正当と認められうる根拠がある。しかし、実際にスポーツ連盟に公式競技会の許可権が委任されることに伴って、結果的に特定種目の競技会の組織に関する独占的な権限がスポーツ連盟に付随的に与えられることも事実であり、さらにまた公益的な活動となったスポーツ活動を組織する任務をある特定のスポーツ団体に認めようとする同オルドナンスの目的から判断しても、許可権と組織権を合わせて権限が委任されているものと解釈することが許されるだろう。

この権限の委任が許可権だけでなく組織権にも及ぶかどうかという問題については、法律の条文としての曖昧さを改善するために、その後の法律改正による解決が求められた。実際に1975年および1984年のスポーツ基本法にスポーツ連盟の権限に関する条文が加えられた。

次に本件では、このように公式競技会の許可権と組織権を合わせて権限が委任されたと解する場合に、スポーツ連盟の行為のどこまでを公式競技会を組織する権限の委任に基づいて下された行政行為とみなすことができ、どこまでをそうではない単なる私法上の団体の内部的な措置とみなすのが問題となった。

(3)スポーツ連盟の決定の性質

フランスでは、公役務の管理を行う私法上の団体の管理機関の行為が、当該機関の公役務の任務の

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

執行のためになされ、それが公権力の特権を発動させるためのものであるときには、その行為は行政裁判所の管轄に服し⁸⁹⁾、またその組織に委ねられている公役務の組織に関わる規定は、行政立法としての性格が判例により認められてきた⁹⁰⁾。このようにしてつまり、国および地方自治体などの一般に言うところの公権力当局が有する特権であった行政立法権の帰属が私法上の団体にも認められるようになったのである。フランとボワヨンの指摘にもあるように、国、地方自治体または公施設以外の私法上の団体も行政的な活動および任務を実質的に担うようになってきた文化社会的な状況を考慮すると、私法上の団体に対して公役務の任務を認め、このような私法上の団体の行為についても例外的に裁判所の監督の下に置くための標準を定めていくことは重要な意味があるだろう。

1975年のFIFAS事件判決は、まさにスポーツの分野についても、私法上の団体であるスポーツ連盟が、その分野での公益的な役割を担う必要性が社会的に求められ、スポーツ組織特有の自然独占的および特権的な地位にすでにあることから、同様の考え方が適用されたものと考えられる。スポーツ連盟は、そのスポーツ種目の発展に関して公役務の達成のために公権力の特権が与えられ、この公役務の任務の達成のために公権力の特権の行使に基づいて下された決定には、行政的な性質が認められると考えられたのである。

しかし、私法上の団体は、このような特権が認められる以前から、自らの組織に対して規則制定権をすでに備えていた。このためその内部的な決定のうちのどこまでを行政立法的な決定と解釈し、どこまでがそれにあたらない通常的な管理行為であると解釈するかが問われることになった。

本件の場合には、検定球の承認に関する規則を改正する決定が行政行為とみなされた。この規則は、卓球の公式大会規則第7条についての改正であり、フランス卓球連盟が公式競技会を組織するために行った行為に含まれると考えるのは妥当であるだろう。

但し、スポーツ連盟の決定は、多様に存在し、競技会参加選手の参加資格の取消などの懲戒制裁、登録抹消、審判および選手の参加名簿の決定、加入申し込みの許諾、定款の変更など様々である。これらスポーツ連盟による決定、さらにはその地方組織の下す決定について、それぞれが行政行為かそうでないのかを1つ1つをどのように考えていくかが問題として残された。たとえばスポーツ連盟が下した会員に対する懲戒制裁や登録抹消に関わる決定の多くも、公式競技会を組織する権限の委任に基づいて下された決定であると解釈することが可能であるだろう。FIFAS事件判決は、これらのスポーツ連盟の決定の多くを行政行為として行政裁判所の監督に服させる可能性を予定したと言えるだろう⁹¹⁾。

(4)スポーツ連盟の公権力の特権

私法上の団体の行為を性質決定し、これを行政行為として越権訴訟が受理されるための要件としては、①その行為が一方的決定であること、②公役務の任務の執行のための行為であること、③公権力の特権の行使であることが求められる。

要件①については、私法上の団体は、本来自らが規則制定権や懲戒権を有している。従ってその決定が一方的決定であることは当然にありえる。本件にけるフランス卓球連盟の問題となった決定も、その指揮機関が総会の議を経ずに関係業者に対して下した一方的な決定であり、この要件を満たしている。

要件②についてもすでに言及したように、スポーツ連盟が公役務の任務に参加していると考えられる社会的な状況があると言える。

問題は、要件③についてである。スポーツ連盟の決定が、行政的であると性質決定するためには、当該決定がフランス卓球連盟が有する公権力の特権を行使して下した決定であることを根拠づける必要があった。このためコンセイユ・デタは、1945年のオルドナンスによって担当大臣の権限の委任に

基づいてスポーツ連盟には公式競技会を組織するという公権力の特権が認められていると解釈し、この公権力の特権に基づいた公式競技会を組織するための行為の1つとして検定球の承認に関わる規則を改正する決定を認めた。

一般にスポーツの分野では、1つの国において1つのスポーツ連盟が1つのスポーツ種目を管理監督し、公式競技会を開催する組織的な構造を有している。各スポーツ団体は、お互いが愛好するスポーツ種目を競技するために組織的に結びつき、自然に1つの統一的な連合組織を形成している。このスポーツ競技を全国的に組織し行うために結成された団体が、スポーツ連盟に他ならない。このためスポーツ連盟は、管理監督しているスポーツ種目について独占的な特権を自然に身につけるようになった。スポーツが単なる私事と認識されていた時代状況にあっては、このようなスポーツ連盟の特権に基づく行為は、私的自治の範囲内の問題としてみなされ、裁判所の介入が及ぶことはなかった。

しかし、スポーツ活動の公益性が国家によって承認されるようになると、このような考え方には修正が必要となった。国家は、一定のスポーツ種目を管理することを行ってきたスポーツ連盟に対して、私法上の団体の中でも特に公益性を承認し、特別な地位を認めるようになったからである。国家が一定のスポーツ種目についてスポーツ連盟に公益性を承認したことは、スポーツ連盟が当該スポーツ種目の管理に関する権限を実質的に得ることになった。このように特定のスポーツ種目連盟に対してそのスポーツ種目の発展を担う団体としての公益性が承認されることは、公益性承認非営利社団に関する行政命令などによって古くから行われてきたことである。

1945年のオールドナンスは、このようなスポーツ連盟が公益性を承認されることに伴ってスポーツ種目について特権を得ていることを法律によって明確に示すものであったと言える。

スポーツ連盟がそのスポーツ種目について権力を持つことは必然的なことである。またスポーツの公益性が増す中で、スポーツ連盟に公権力の特権が与えられるようになったことも不可避的なことであつたと考えられる。私法上の団体に対して公益性を承認し公権力的な権限を委任することを行政命令によってではなく、1945年のオールドナンスによって定めたことで、フランスではスポーツ連盟が公権力の特権を所有する特殊な団体であることがより浮き彫りになったのである。

7 おわりに

行政行為の違法性を審査し、行政決定の取消を行う越権訴訟が存在する意義⁸⁸は、そのような違法な行政決定から私人を保護し、特権を有する公権力を監督することにある。スポーツという私人の行為を主体とする領域においてもこのような越権訴訟が提訴可能な状況が生じる結果となったのは、スポーツ連盟に備わっているスポーツ種目の管理に関する特権的地位を濫用することを監督し、関係当事者の利益の保護をはかるためであるといえる。

私人の行為が越権訴訟の対象となることは、重大な例外であることを注意しなければならない。しかし、特権的な地位にあるスポーツ連盟は、スポーツの発展にとって公正で公益的な役割を負う責任がある。またスポーツ連盟は、他の私法上の団体に比べて管轄する活動に関する極めて独占的な権限を自然に持ちやすい性質を有している。従って、その文化社会的な立場から判断しても、スポーツ連盟が下した決定または行為の適法性について、場合によっては裁判所の審査を受けることは当然といえるだろう。

最後に、このようなスポーツ連盟に対する越権訴訟は、スポーツの私的自治の原則を不当に犯すことなく行われる必要がある。そのためには、スポーツ連盟が下した決定のどこまでが裁判所の審査を受ける行政行為とみなすことができ、どこまでが私的自治の範囲内の行為とみなすことができるかを明らかにすることが課題として残されている。コンセイユ・デタは、FIFAS事件判決において、この

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

課題に関する明確な解決策を提示することはなかった。ただしFIFAS事件判決は、このような課題に対応できるスポーツ法システムの構築に向けて、司法、行政およびスポーツ運動組織がさらに適切な制度の構築と判断を行うことを将来に対して求める結果となった。

(本研究は、平成10年度における神戸大学若手研究者支援制度による研究教育特別経費の助成を得て行われたものである。)

注

- 1) J.O., 29 août 1945, pp. 5382-5383.
- 2) C.E. 22 nov. 1974, Fédération des industries francaises d'articles de sport, Rec. 537, concl. J. Théry.
- 3) T.C. 8 févr. 1873, Blanco.
- 4) 雄川一郎(1969)行政法と行政裁判権, 別冊ジュリスト第25巻フランス判例百選, pp. 44-46.
- 5) 滝沢正(1997)フランス法, 三省堂, p. 108.
- 6) リヴェロ(1982)フランス行政法, 東京大学出版会, p. 32.
- 7) 中村紘一ほか監訳(1996)フランス法律用語辞典, 三省堂, p. 274.
- 8) 椎名慎太郎(1982)公役務概念について, 山梨学院大学法学論集 5, p. 33.
- 9) C.E. 20 dec. 1935, Etablissement Vezia, R. 1212.
- 10) C.E. 13 mai 1938, Caisse primaire "Aides et Protection", R. 417.
- 11) C.E. 2 avril 1943, Bouguen, R. 86.
- 12) 近藤昭三(1983)スポーツと公役務, 東西法文化の比較と交流, 有斐閣, p. 381.
- 13) Monpeurt, Rec. p. 239; D. 1942. 138, concl. Ségalat; S. 1942. III. 37; R. D. P. 1943. 57.
- 14) 椎名慎太郎(1982) op. cit., p. 33.
- 15) 近藤昭三(1969)同業団体の行為と公役務, 別冊ジュリスト第25巻フランス判例百選, pp. 52-54.
- 16) C.E. 13 janv. 1961, Manier, R. D. P., 1961, 155, concl. Fournier.
- 17) 近藤(1983) op. cit., p. 390.
- 18) 椎名慎太郎(1971)フランス行政法における公役務概念の再評価について, レファレンス 248, pp. 53-54.
- 19) Cons. d'Etat 28 juin 1963, Narcy, R. D. P., 1963. 1186, note Waline.
- 20) Cons. d'Etat 13 juill. 1968, Capus, D. 1968. 674, concl. Bertrand.
- 21) リヴェロ, op. cit., p. 186.
- 22) MM. Franc et Boyon(1975)Chronique générale de jurisprudence administrative française, Actualité juridique droit administratif, Janvier 1975, pp. 20-21.
- 23) 近藤(1983) op. cit., p. 381.
- 24) Ibid., pp. 390-391.
- 25) リヴェロ, op. cit., p. 183.
- 26) Ibid., p. 186.
- 27) J-Y. Plouvin(1975) La reconnaissance par le juge administratif d'un service public administratif du sport, J. C. P., 2724.
- 28) J-F. Lachaume(1975) note, Dalloz, p. 740.
- 29) 近藤(1983) op. cit., p. 377.
- 30) M. Thery(1975)Conclusions(arrete 22 novembre, Federation des industries francaises d'articles de sport), Recueil des decisions du Conseil d'Etat, p. 578.
- 31) Plouvin(1975) op. cit., J. C. P. 2724.
- 32) 近藤(1983) op. cit., p. 377.

- 33) 本件について検察官は、フランス卓球連盟の決定が公権力の行為であり、司法系統の裁判所の無管轄を論告している(M. Théry (1975) *Conclusions* (arrête 22 novembre, Fédération des industries francaises d'articles de sport), *Recueil des décisions du Conseil d'État*, p. 577-592.)。
- 34) Plouvin (1975) *op. cit.*, J. C. P.
- 35) Thery (1975) *op. cit.*, p. 579.
- 36) 近藤 (1983) *op. cit.*, p. 378.
- 37) Plouvin (1975) *op. cit.*, J. C. P.
- 38) 最高裁判所事務総局行政局 (1996) 欧米諸国の行政裁判法制について, 法曹會, p. 106.
- 39) Conseil d'État, arrê, 22 novembre 1974, Fédération des industries francaises d'articles de sport, *Recueil dalloz sirey, Jurisprudence*, 1975, p. 739.
- 40) 近藤 (1983) *op. cit.*, pp. 378-380.
- 41) 野村敬造 (1989) フランスのスポーツ基本法, 東海法学 (3): p. 147.
- 42) 近藤 (1983) *op. cit.*, p. 380.
- 43) Lachaume (1975) *note*, *Dalloz*, p. 739.
- 44) *Ibid.*, pp. 739-740
- 45) 椎名 (1982) *op. cit.*, p. 33.
- 46) 雄川一郎 (1964) フランス行政法, 田中二郎編, 行政法講座第1巻 行政法序論, 有斐閣, p. 178.
- 47) リヴェロ, *op. cit.*, p. 180.
- 48) Théry (1975) *op. cit.*, pp. 578.
- 49) Lachaume (1975) *op. cit.*, p. 739.
- 50) たとえば、同様にスポーツ連盟の決定または規則をめぐる民事裁判が展開されている事例を2つ紹介している。1つは、フランスローンテニス連盟がアメリカテニストーナメントツアーに参加する2人の外国人選手に対してローランギャロ全仏選手権大会への出場を認めないとする決定に関する民事訴訟があげられている。もう1つは、Le Coq sportifの商標で有名なメリヤス・トリコット製品会社Camuzet社がフランスサッカーカップ大会規則第4条の2で、フランスサッカー連盟が競合会社(Adidas)の商標の入ったゼッケンの着用を大会参加選手に課していることの取消を求める民事訴訟があげられている(M. Théry (1975) *Conclusions* (arrête 22 novembre, Fédération des industries francaises d'articles de sport), *Recueil des décisions du Conseil d'État*, pp. 588-589.)。同訴訟については、1974年6月12日にパリ大審裁判所は、当該大会規則は、連盟の内部決定であり、適法であり、連盟が選んだ供給業者を顧客として最良しているだけであり、Camuzet社の如何なる権利も侵害していないと判決した(*Gaz. Pal.*, 11 octobre 1974, p. 25.)。
- 51) Théry (1975) *op. cit.*, p. 583.
- 52) スポーツ活動の公役務性が判例上示された初期の事例として、トゥールーズ市とトゥールーズフットボールクラブ(Toulouse Football Club)との間で、トゥールーズ市スタジアムの利用をめぐる生じた係争事件があげられる。トゥールーズフットボールクラブは、1949年8月22日に市とスタジアムの使用に関する賃貸借契約を結んでいたが、同契約は、1958年7月31日に契約期間が満了するため、トゥールーズ市は、トゥールーズフットボールクラブにこの契約を更新しないことを通知した。しかし契約期間満了後もトゥールーズフットボールクラブがスタジアムを使用したため、トゥールーズ市が立ち退きを求める係争に発展した。1959年6月5日にトゥールーズ行政裁判所は、トゥールーズ市の請求を退ける判決を下したが、1961年7月13日にコンセイユ・デタは、次のように判決することによって、市スタジアムがスポーツ活動と体育の発展のために建設されたものであり、一般的利益の性質を有し、公役務が帰属していることを認め、スタジアムがたとえ私的団体に賃貸されていても、公産としての占有が維持されなければならないとすることを導いた(*Ville de Toulouse c. Toulouse Football Club*, Conseil d'État, 13 juillet 1961, *Revue du droit public*, p. 1120.)。
- ①トゥールーズ市に位置する「スポーツ公園市スタジアム」は、トゥールーズ市が所有する施設であり、スポーツ活動と体育の発展のためにトゥールーズ市が建設したものである。それは一般的利益(*utilité*

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

générale)の性質を示すものである。

- ②このような公役務が備わっていること、市の管理によって整備された事実から判断すると、当該スタジアムは、市の公産に属する。
- ③1949年8月22日に締結された契約によって、トゥールーズ市は、市スタジアムをトゥールーズフットボールクラブというスポーツ非営利社団に賃貸した。しかし、当該賃貸借契約の条件によれば、トゥールーズフットボールクラブに当該スタジアムの独占的な使用は認められておらず、市がサッカー以外のあらゆるスポーツ行事を同スタジアムで開催することになっていた。
- ④同条件からは、当該スタジアムの主要な用途を変更することは結果として生じず、公共の利益の要請に答え続ける必要がある。
- ⑤その結果、当該契約は、1938年6月17日のデクレに定める公産の占有を含む契約といえる。
- ⑥従って、トゥールーズ市スタジアムが市の公産ではなく、当該賃貸借契約は公産の占有を含む契約でないとした1959年6月5日のトゥールーズ行政裁判所判決の取消を求めるトゥールーズ市の請求は、正当である。

53) 1959年7月1日にナント市にあるイル・グロリエット(ile Gloriette)市民プールで、エベール(Hébert)夫妻の14才の息子が溺死する事故が起こった。このためエベール夫妻は、ナント行政裁判所に市民プールで生じた事故責任がナント市にあるとし、60000フランの損害賠償請求の訴えを起こした。ナント行政裁判所は、1960年4月1日にエベール夫妻の請求を全面的に退ける判決を下したが、コンセイユ・デタは、1963年6月14日に次のように判決することによって、市民プールの管理がナント市が責任を負うべき性質の役務の運営であることを示し、その役務の運営における過失を認め、行政に対する金銭的損害賠償責任を認めた(Méric(1963)Epoux Hébert, Conseil d'État, 14 juin 1964, Recueil, p. 365.), (MM. Franc et Boyon(1975)Chronique général de jurisprudence administrative française, A. J. D. A., p. 21.), (Méric(1964)concl., A. J. D. A., p. 63.), (Conseil d'État(1964)Epoux Hébert, 14 juin 1964, Recueil, pp. 364-365.)。

- ①ナント市は、ナント行政裁判所がエベール夫妻が求めた市への損害賠償金支払い請求を退けた判決に関連して、付帯請求の訴え(recours incident)を行っているが、同判決が如何なる理由に基づくものであろうとも、この付帯請求手続きによってナント市がコンセイユ・デタに付託することによる訴えの利益はなく、これは受理されない。
- ②エベール夫妻の申立ての趣意に関しては、予審によれば、イル・グロリエットナント市民プールでエベール少年に事故が起こったとき、安全を監視する責任にあった二人の水泳監視員は、特別なレッスンを行うことに忙殺されていたため、何も監視を行っていなかった。また、プールの水は、わずかな深さのものでさえ対象を識別することができないほどに濁っていた。
- ③従って、当該事故の発生は、人に気づかれることがなく、被害者は、施設の閉館時になって初めて行方不明であることが分かった。このため被害者は、被害を免れるための緊急の救助措置を受けることができなかった。
- ④このように監督がなかったことと、安全に対する必要性を十分に認識していなかったことが、ナント市が責任を負うべき性質の役務の運営における過失(fautes dans le fonctionnement du service)(フランス法律用語辞典, p. 140.)を構成する。
- ⑤以上のことから、エベール夫妻は、ナント行政裁判所が夫妻の請求を退けた判決の取消を求めることには正当な理由がある。
- ⑥損害については、事故当時14才であったエベール少年の死は、エベール夫妻に対して生活上の心身障害をもたらした。彼らが被った損害は、25000フランと評価するのが正当である。
- ⑦この損害総額25000フランの利息は、ナント市長がエベール夫妻の訴えを受理した日から計算して要求する権利がある。
- ⑧本件の場合、第1審の訴訟費用は、ナント市の負担とする。

54) 1925年3月14日にデグランジュ氏(Desgranges)およびゴテ氏(Goddet)は、契約に基づき彼らが所有する

フランス公園の土地を無償でパリ市に譲渡したが、このための契約では、フランス公園競輪場の建設地については、パリ市が土地の所有権を持つが、フランス公園競輪場会社(Société du Vélodrome du Parc des Princes)がその土地で自転車競技会、陸上競技会、体育祭などを開催するために競輪場を整備し、そこで営業する権利を認め、その営業収益の一定の割合を地代としてパリ市に支払う不動産賃貸借契約を含めた。この契約は、パリ市側が一方的に解除することが認められ、競技場の改修に関してもパリ市側の許可を必要とするなど行政庁の権限を認める内容であった。さらにこの商事賃貸借契約は、1924年1月1日から40年間と定められた。パリ市は、1963年2月19日に、同年12月31日の契約の期限切れに際して、契約の解約を通知した。フランス公園競輪場会社は、商事賃貸借に関する1953年9月30日のデクレを理由に同契約の更新を求めたが、パリ市と市議会はこれを拒否した(Bertrand(1965) *Conclusions sur C.E.* 26 février 1965, *Revue du droit public et science politique*, p. 506.)。この要求に対抗してフランス公園競輪場会社は、セヌヌ大審裁判所に損害賠償の訴えを起こしたが、逆にパリ市は、フランス公園競輪場会社とのフランス公園競輪場の不動産賃貸借契約の解約に伴い、フランス公園競輪場会社のフランス公園競輪場からの強制退去請求をパリ行政裁判所に行った。その理由として、パリ市は、フランス公園の土地に関する賃貸借契約は、行政的な性質を有する契約であり、強制退去請求が正当であることを申し立てた。1964年11月25日にパリ行政裁判所は、この請求に応じ、フランス公園の土地が行政的な性質の契約によって認められた公的な財産であることを判示し、同裁判所の判決の送達の日から起算して15日以内にパリ市がフランス公園競輪場の不動産を自由に占有することができるようにフランス公園競輪場会社はその土地を明け渡さなければならないと判決した。また強制退去に応じない場合には、公の武力の協力を求めると判決した。しかしフランス公園競輪場会社は、この判決を不服とし、この事件について行政裁判所は無管轄であることを主張して、コンセイユ・デタに1965年1月5日に提訴した(Conseil d'État, 26 février 1965, Société du Vélodrome du Parc des Princes, R.D.P., 1965, 515.)。この申立に対してコンセイユ・デタは、1965年2月26日に次のように判決することによって、当該契約が一般法の適用除外条項を含み、行政のために締結された契約であるから、行政的な性質を有し、行政裁判所の管轄に属すると判示した。

「パリ市は、1925年3月14日にデグランジュ氏およびゴテ氏と不動産賃貸借契約を結び、同契約の条項に基づいて、両氏に代わってフランス公園競輪場を建設するフランス公園競輪場会社と当該施設のすべての土地に関する賃貸借契約を結んだ。特に同契約書の第4項は、賃借人が開催することができる諸行事を限定的に列挙し、「各種の興業または祭」を開催するためにはセヌヌ県知事の特別な許可を要すると定めた。また同契約書の第6項は、フランス公園競輪場会社の経営収支に関する監督権を行政庁に留保した。さらに第11項は、当該契約に従ってセヌヌ県知事は、単なる催告(*mise en demeure*)の後に当該契約を一方的に解除することができる」と定めた。つまりこの契約は、一般法の適用除外条項(*clause exorbitante*)を含む故に行政的な性質を帯びている。このような行政的な性質に関して異議を申し立てることについては、原告であるフランス公園競輪場会社は、セヌヌ大審裁判所の長官が1937年5月13日と1939年6月3日に下した命令による既判力を有効な根拠とすることはできない。なぜならば、ある異議申し立てについて下された当該命令は、本件と同一の原因でも同一の対象でもないからである。その結果、当該契約の執行について裁判の管轄権を有するのは行政裁判所であり、特に当該賃貸借契約で同意された期間の満了に関わる異議申し立てについて判決を下す権利を有するのは行政裁判所である。

従って、原告であるフランス公園競輪場会社には、パリ行政地方裁判所がその判決によってフランス公園競輪場会社の強制退去を求めたパリ市の請求について裁判するための管轄を有すると判示していることを訴える正当な理由はなく、さらに同判決の取消をこの理由に基づいて求める理由もない。

故に本院は、次の通り判決する。

1. フランス公園競輪場会社による請求を却下する。
2. コンセイユ・デタに付託することにより生じた訴訟費用は、フランス公園競輪場会社の負担とする。
3. この決定の複本は、内務大臣および国民教育大臣に送付される。」(Conseil d'État, 26 février 1965, Société du Vélodrome du Parc des Princes, R.D.P., 1965, p. 515-516.)

スポーツ連盟の公権力の特権 フランススポーツ用品産業連合会事件に関する1974年11月22日コンセイユ・デタ判決

- 55) Théry (1975) op. cit., pp. 577-592.
- 56) Lachaume (1975) op. cit., p. 739.
- 57) Ibid., pp. 739-743.
- 58) Cons. d'État 13 janv. 1961 Manier, R. D. P., 1961, 155, concl. Fournier; Cons. d'État 28 juin 1963, Narcy, R. D. P., 1963, 1186, note Waline; Cons. d'État 13 juill. 1968, Capus, D. 1968, 674, concl. Bertrand.
- 59) コンセイユ・デタ判決では、1945年のオルドナンス第2条について直接言及していない。
- 60) J-F. Lachaume (1975) note, Dalloz, p. 741.
- 61) リヴェロ, op. cit. p. 179.
- 62) Lachaume (1975) op. cit., pp. 741-742.
- 63) 1971年6月24日のパンジョン (Pingeon) 対フランス競輪連盟事件パリ行政裁判所判決では、フランスサイクリング連盟が4ヶ月間サイクリング選手の出場を取り消した決定は、行政行為の性質を有し、その適法性の審査は行政裁判所の管轄に属すると判決された (M. Théry (1975) Conclusions (arrête 22 novembre, Fédération des industries francaises d'articles de sport), Recueil des décisions du Conseil d'État, p. 586.)。
- 64) Lachaume (1975) op. cit., pp. 742-743.
- 65) 越権訴訟とは、「誰であれ利害関係人が、行政裁判官に対して行政決定の違法の確認とその取消の宣言を求めることができる訴訟たる申立てである。」(リヴェロ, op. cit. p. 259.)
- 66) Waline (1975) op. cit., p. 1109.
- 67) Sabourin (1966) Recherches sur la notion d'autorité administrative en droit francais, L. G. D. J., p. 30. et p. 224.
- 68) M. Waline (1975) Revue du droit public, p. 1112.
- 69) 判例として次をあげている。Civ. 1er, 21 octobre 1957, Houillères du bassin de Lorraine, D., 1957, 729; Conseil d'État, 6 octobre 1961, Fédération nationale des huileries métropolitaines moyen... et Groupement des produits oléagineux, R. D. P., 1962, p. 721; 7 novembre 1962, Caisse générale de péréquation de la papeterie, p. 592.)
- 70) 判例として次をあげている。Conseil d'État, 28 juin 1946, Morand, p. 183; 7 juin 1962, Société en commandite par actions Duchêne et Cie, p. 593; Trib. confl., 15 janvier 1968, Compagnie Air France c. Barbier, R. D. P., 1968, 893.
- 71) 判例としてMagnier事件判決とCapus事件判決をあげている。
- 72) René Chapus (1968) R. D. P. p. 235.
- 73) Paul Amsselek (1968) A. J. D. A. 10, p. 492.
- 74) Dalloz, 1904, III, 65; Sirey, 1903, III, 25.
- 75) 雄川一郎 (1964) フランス行政法, 田中二郎ほか編, 行政法序論, 有斐閣, p. 168.
- 76) Waline (1975) op. cit., pp. 1116-1118.
- 77) Ibid., 1119.
- 78) MM. Franc et Boyon (1975) Chronique général de jurisprudence administrative française, A. J. D. A., pp. 19-24.
- 79) Ibid., p. 22.
- 80) Ibid., p. 23.
- 81) Plouvin (1975) op. cit., J. C. P., 2724.
- 82) J. O., 7 octobre 1943, p. 166-167.
- 83) Chapus (1968) Le service public et la puissance publique, R. D. P., p. 235.
- 84) 体育およびスポーツの発展に関する1975年10月29日の法律の法律案のこと。(齋藤健司 (1997) フランス「体育およびスポーツの発展に関する1975年10月29日の法律第75-988号」の成立過程の研究, 日本スポーツ法学会年報4号, p. 193-205. 参照)
- 85) リヴェロ, op. cit., p. 186.

86) リヴェロ, *op. cit.*, p. 76.

87) 実際に1975年のFIFAS事件判決を契機に、その後スポーツ連盟の様々な決定に関する越権訴訟が生じ、スポーツ連盟の決定をどのように性質決定するかが判例により少しずつ示されることになった。1975年のFIFAS事件以後のこれら判例の展開については、紙面の都合上、別稿で言及したい。たとえば、1997年のスポーツ法典(*Code du sport* (1997) *Dallz*)によれば、スポーツ連盟に関する訴訟を1984年7月16日の法律第16条および第17条に関連する訴訟として、次の項目別にまとめている。第16条については、I 連盟の「承認」(A. 大臣の権限①自由裁量権②フランスオリンピックスポーツ委員会(CNOSF)による事前の諮問, B. 監督①コンセイユ・デタの権限管轄②監督の範囲), II 連盟の「懲戒権」(A. 管轄裁判所, ①行政裁判所, ②司法裁判所, B. 受理性①先決訴訟②決定前置主義③当事者適格④内部的措置⑤訴訟期間⑥国際競技連盟から発せられた制裁, C. 監督, 1) 手続き①懲戒機関②防御の権利③控訴④制裁の通知⑤制裁の理由付記, 2) 実体①被制裁者②事実の客観的正確さ③事実の法的性質決定④審査の明白な過誤⑤法の錯誤⑥大赦⑦仮の措置, D. 執行停止), III 「後見監督」(A. 大臣の権限, B. 国家公務員試験①ナショナルコーチ②州専門技術顧問指導員)に判例を分類している。第17条の連盟への競技会開催に関するスポーツ大臣からの権限委任については、I 「権限の委任」(A. 権限の委任の結果①公役務の任務②独占, B. 監督①審査の明白な過誤②法の錯誤), II 「権限を委任されたスポーツ連盟の権限」(A. 競技会の組織①国の責任の不在②適法性の原則③公役務の継続性の原則④平等の原則⑤スポーツ活動へ参加する自由の原則⑥権限の委任の範囲⑦連盟規則の公示, B. 選手権の交付, C. 選抜①専属管轄②実施③動機④監督⑤責任⑥損害の性質, D. 登録証の交付, E. 懲戒権), III 「権限を有する裁判官」(A. 行政裁判官①原則②適用③事前の申立④事前の決定, B. 司法裁判官①原則②適用③配分活動と業務活動④内部運営⑤私法上の約定⑥暴力行為⑦国際競技連盟)に判例を分類している。

88) リヴェロ, *op. cit.*, p. 255-288.